

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
第十七条の次に次の一条を加える。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第十七条の二 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第二条第三項に規定する建設業者及び同法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（同法第二条第四項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の義務

三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であつて知事が必要であると認める場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、知事の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を知事に提出しなければならない。

3 受注者が第一項の規定に違反していると知事が認める場合又は前項前段の規定により知事が必要であると認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に規定する期間内に確認書類を提出しなかった場合は、受注者は、知事の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の十分の一に相当する額の違約金を知事の指定する期間内に支払わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結された建設工事の請負契約については、なお従前の例による。